

## 山形市土地利用調整会議事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則(平成29年市規則第22号。以下「規則」という。)第22条2項に規定する山形市土地利用調整会議(以下「調整会議」という。)への付議その他の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(付議依頼)

第2条 調整会議への付議を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、土地利用相談書(別記様式第1号)に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 位置図(住宅地図等)
- (2) 字切図(公図)
- (3) 住民票謄本(法人の場合は、全部事項証明及び定款)
- (4) 登記簿謄本(土地・建物)
- (5) 申請地現況写真
- (6) 土地利用計画図
- (7) 免許、資格等
- (8) 給排水管台帳図及び公共下水道台帳図
- (9) 給水施設計画平面図及び排水施設計画平面図
- (10) その他市長が必要と認める図書

2 調整会議への付議が都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可に係る場合は、前項の規定による図書のほか、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 消防水利図
- (2) 造成計画平面図及び造成計画断面図

(助言)

第3条 市長は、調整会議の議に付し、必要があると認めるときは、申請者に対し、土地利用相談に対する助言書(別記様式第2号)を通知するものとする。

附則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

## 附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。